

令和3年2月5日

施設ご利用の皆さまへ

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する スポーツ協会管理体育施設の休場措置のお知らせ（延長）

新型コロナウイルス感染拡大及びそれに伴う宮古島市の医療提供体制が逼迫している状況を受け、人と人の接触や人が集まる機会を可能な限り減らすため、宮古島市スポーツ協会も宮古島市教育委員会の指針に則り、当会が管理運営する下記の施設を**2月28日まで**休場措置を延長致します。

	管理体育施設	条件等
1	総合体育館	利用できません。
2	陸上競技場	利用できません。
	トレーニング室	利用できません。
3	会議室 (総合体育館、陸上競技場)	利用できません。
4	市民球場	利用できません。
5	前福多目的運動場	利用できません。
6	前福多目的屋内運動場	利用できません。

ご利用開始につきましては、宮古島市教育委員会の指針に従って開館・開場となります。